

エコエアポート推進部会規約

百里飛行場（茨城空港）利用者利便向上協議会規約第10条に基づく専門部会として、エコエアポート推進部会を設置する。

（目的）

第1条 本専門部会は、百里飛行場（茨城空港）内で活動を行う全ての事業者等（百里基地を除く）が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

（活動）

第2条 本専門部会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）空港環境計画の策定
- （2）空港環境計画に基づく施策の実施
- （3）空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- （4）空港環境計画の実施にあたって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- （5）その他エコエアポートを推進するために必要となる取り組み

（構成）

第3条 本専門部会の構成員は別表のとおりとする。

2 本専門部会長は必要があると認めた場合、構成員以外の者をオブザーバーとして参加させ、意見を聴取することができる。

（部会長及び事務局）

第4条 本専門部会の代表者たる部会長は百里空港事務所長とする。

2 本専門部会の事務局は百里空港事務所があたる。

（運営）

第5条 本専門部会は必要に応じて部会長が招集する。

2 本専門部会に付議すべき議題は、提案書を予め提出し事務局が取りまとめる。

3 本専門部会の議決は多数決による。

4 本専門部会の議決内容は、百里飛行場（茨城空港）利用者利便向上協議会に報告する。

（雑則）

第6条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上決定する。

附則

この規約は平成24年8月3日から施行する。

(別表)

エコエアポート推進部会構成員

茨城県

小美玉市

(財)茨城県開発公社茨城空港ビル管理事務所

スカイマーク(株)神戸空港支店茨城空港所

東京航空局百里空港事務所